

大町溝

No.116

平成12年1月1日発行

発行者

山形県飽海郡平田町大字砂越字小形111番地

TEL 0234-52-2350代

大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

謹賀新年



あけまして おめでとうございませす



大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

年頭に当たり賀詞を申し上げます。
いよいよ二〇〇〇年の新しい時代
への年明けとなりました。今年こそ
希望に満ちた良い年でありますよう
皆さんと共にご祈念申し上げるとこ
ろであります。

昨年の米作は収量こそ平年並みで
したが、夏の異様な暑さで今までに
ない品質低下を見ることになり、厳
しい農業経営に一層の拍車を掛ける
状況となっていました。

これから迎える新しい時代は、後
継者が安心して安定した農業が行え
るよう国、県などの関係機関に対し
て更なる負担軽減措置の運動を続け
てまいりたいと考えております。

平成九年度より農家負担の軽減、
事務の合理化を図るため平成十二年
度合併を目標に日向川土地改良区と
の様々協議に取り組んでまいりまし
たが、両土地改良区の生い立ち、その
後にたどってきた歴史的経緯の違い、

それらに基づく現在の維持管理方法
や考えに隔たりが大きく、今一步進
展しない状況となっております。こ
の隔たりを埋めるためには、さらに
時間を掛けた協議を行い、両土地改
良区の意識を改めていく必要がある
と役員一同感じているところであり
ます。この様な状況の下、当初、目標
としていた平成十二年度からの合併
については、延期せざるを得ないも
のと判断しております。今後は様々
な角度からも検討を行い、また、別
の方法での農家負担軽減等について
も視野に入れ、協議を進めてまいり
たいと考えております。

今、混住化社会の広がりと共に、
土地改良区を取り巻く環境は大きく
変わってきており、従来からある土
地改良施設の公益性が一段と高まっ
ている中で、環境や安全性に配慮し
た施設のあり方が望まれております。
この様な状況の中で適正かつ安定し
た水の配分と確保に加え、環境浄化
を目的にした冬期間の排水路への通
水や山地排水の処理、生態系維持等、
土地改良財産に期待される役割は、
本来の農業用排水施設の機能にと
どまらず、環境保全など農業の持つ
「多面的機能」の根幹を成すものと考
えております。そのすべてを農家で
ある組合員のご負担で行うことに疑
間が感じられるところです。

しかしながら一方で土地改良施設
の必要性また、土地改良区の存在自
体を知らない非農家が多くなってい
ているのも現実です。そのような方々
に対していかにして土地改良施設の存
在をアピールし、また、土地改良区
の維持管理事業が「多面的」で極め
て「公益性」の高い事業であること
をご認識いただくことも、その施設
管理を担うものとして、今後の重要
な仕事として認識しております。

今後とも土地改良事業とその施設の
「多面的」で極めて「公益性」の高さ
を、改めて非農家を含む地域に在住
される皆様から、ご認識を頂戴する
努力を続けてまいります。これが引
いては組合員皆様の負担軽減と地域
の文化向上に大きく寄与するものと
信じております。

最後に組合員の皆様のご健勝と、
今年の五穀豊穡をご祈念申し上げ、
新年のご挨拶とさせていただきます。

大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

副理事長 遠田 保夫

会計係理事 莊司 勝郎

理事 佐々木 亨

同 水落 直治

同 小松原 与八

同 庄司 健吉

同 岩崎 直

同 鈴木 敏夫

総括監事 齋藤 久太郎

監事 松田 操

同 長堀 善久

事務局長 前田 雄助

あなたの農地に変更はありますか？

◎大町溝では、賦課金算出のもととなる面積を毎年二月末日現在で決定しております。平成十二年度の賦課面積移動も今年の二月二十九日までとなっており、農地の権利等に移動があったときは組合員自ら土地改良区に届出ていただくことになっております。心当たりの方は次に記載されている書類をご持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。なお、せっかく手続きをしても二月二十九日を過ぎると平成十二年度の賦課金の変更はできませんのでご注意ください。

また、農地の転用等をする場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。

☆所有権、耕作権等の 変更の場合

◎所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記簿謄写及び両者の印鑑を持参してきてください。大町溝所定の用紙（組合員資格喪失通知書）で手続きが必要です。

※農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりません。

なお、現組合員の死亡による相続によって新たに組合員になれる方も組合員変更の手続きが必要です。その場合は新しく組合員となる方の印鑑をご持参いただくだけで結構ですので、必ず届け出をしていただくようお願いいたします。

☆農地を転用する場合

一、一般転用の場合

◎所轄農業委員会への転用申請前に大町溝へ登記簿謄本の写し、位置図、公図謄写図、転用組合員及び転用関係者の印鑑を持参していただき、大町溝に対し「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出し、その後に大町溝と転用組合員及び転用関係者との間で除外に関する協定を結び、決済金納入後に意見書が交付され地区除外となります。その後に所轄農業委員会に大町溝の意見書を添付して転用の申請を行うこととなります。

二、公共事業による買収の場合

◎一般転用と違い「農地転用等の通知」及び「意見書の交付申請書」の提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決済金に対する協定を結ぶ必要があるために組合員の印鑑が必要です。大町溝へ決済金を納入し地区除外となります。公共事業で関係者が多い場合、再度ご参集いただくことが困難なため、用地買収契約の際に手続きしていただくことも可能です。公共事業による農地の買収の場合、大町溝に連絡がないままに行われることが多く見受けられ、そのままにしておきますと翌年度以降も賦課金を課せられて組合員の方が非常に不利益なことになりますので、公共事業が実施される場合は、事業主体（買主）に大町溝への連絡の有無を確認されるか、大町溝財務係までご一報下さる様お願いいたします。

☆転用をする場合

1. 「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」提出
2. 決済金の納入

①
②
意見書を交付

大町溝
土地改良区
(地区除外処理)

農地法第4条
転用組合員

農地法第5条
転用組合員
転用関係者

意見書を持って
転用申請を行う

③

農業委員会

☆所有権、耕作権等の 変更の場合

農業委員会

許可
②

①
申請

大町溝
土地改良区

現組合員
新組合員

組合員自ら許可書を持って行う

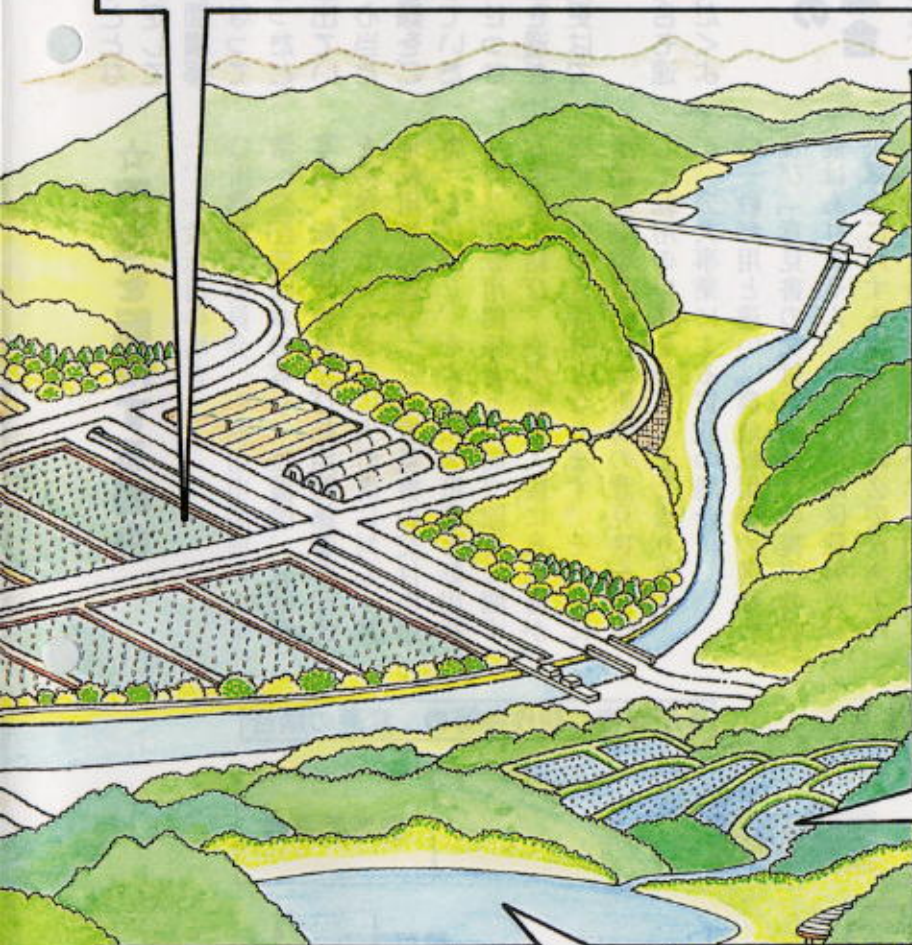
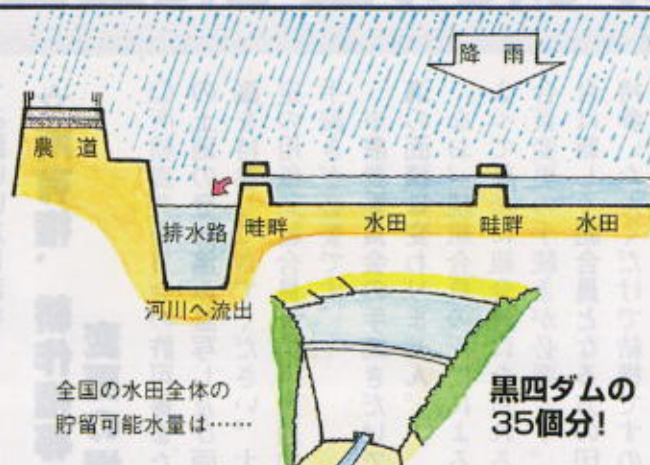
の血管です。

●洪水防止

水田は小さなダムです。しかも、上流の山林に降った雨も用水路で集めて、一時的に水を貯留できます。全国の水田全体では52億㎡を貯留できると試算され、黒四ダム(有効貯水量1.49億㎡)の約35個分に相当します。

大雨の際に、用排水路や水田に水を一時貯めさせることで、水が河川へ流れ出るのを遅らせて、地域の浸水や下流での洪水を防止します。

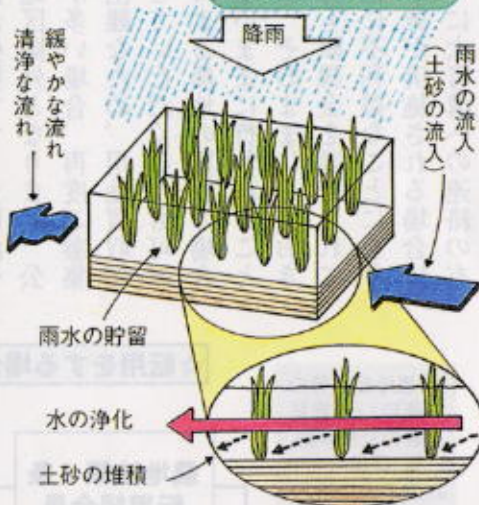
年効果額 1兆4千億円



●土砂流出防止

水田は水平に保たれ、周囲に畦があるので土砂が流れ出にくい構造となっています。水田が維持されることによって土砂の流出を抑制し、下流での水質の汚濁などの被害が生じることを防ぎます。

年効果額 9百億円



●親水効果

農業用水やため池は〇〇川や△△池と呼ばれ名をつけられ、地域の人々に親しまれ、大切にされてきた「春の小川」でもあります。

現代では、都会から訪れる人々にも潤いと憩いの親水空間を提供しています。

年効果額 1千6百億円



流域全体のいのちを育む、農業水利施設は大地

農業水利施設は、水を貯えるダムやため池、川の水を堰上げて取水する堰(頭首工)、水を運ぶ用水路、水を分ける分水工、排水を集めて流す排水路などから成ります。

古くは平安時代に弘法大師の指導で改築された香川県の満濃池など全国21万箇所以上のため池、地球を1周する総延長4万km以上の用排水路など、日本列島に張り巡らされ、現在も活躍するこれらの施設の資産価値は、総額約22兆円に達します。

これらは農業生産に役立つだけでなく、水田な

どの農地と一体的に機能して、洪水や土砂流出の防止による国土の保全や、地下水のかん養、河川流況の安定、親水空間の提供など環境の保全効果を発揮しており、これらの効果は下流の都市地域など流域全体に及んでいます。

こうした社会経済全体に及ぼしている機能を評価すると、現時点で貨幣換算できるものだけでも年間約4兆5千億円以上であると言われています。

農業水利施設は社会全体の共有財産として次世代に継承し、機能を発揮させることが大切です。

全国の農業水利施設が
1年間に発揮する効果

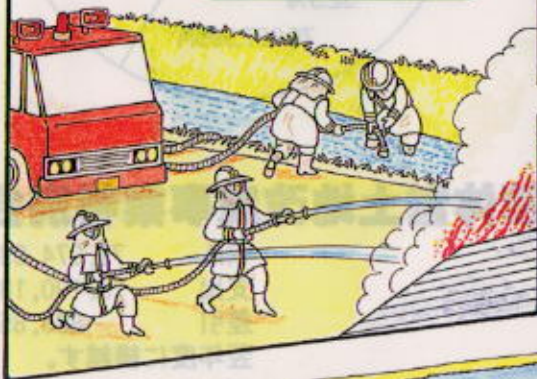
4兆5千億円 =

国民に食料を安定供給する効果 1兆7千億円
+
洪水防止など公益的效果 2兆8千億円

●防火・消流雪用水効果

農業用水は水田や畑などのかんがい用水の他に、火災に備える防火用水や豪雪時に除雪した雪を溶かす消流雪用水として、暮らしの中で利用されています。

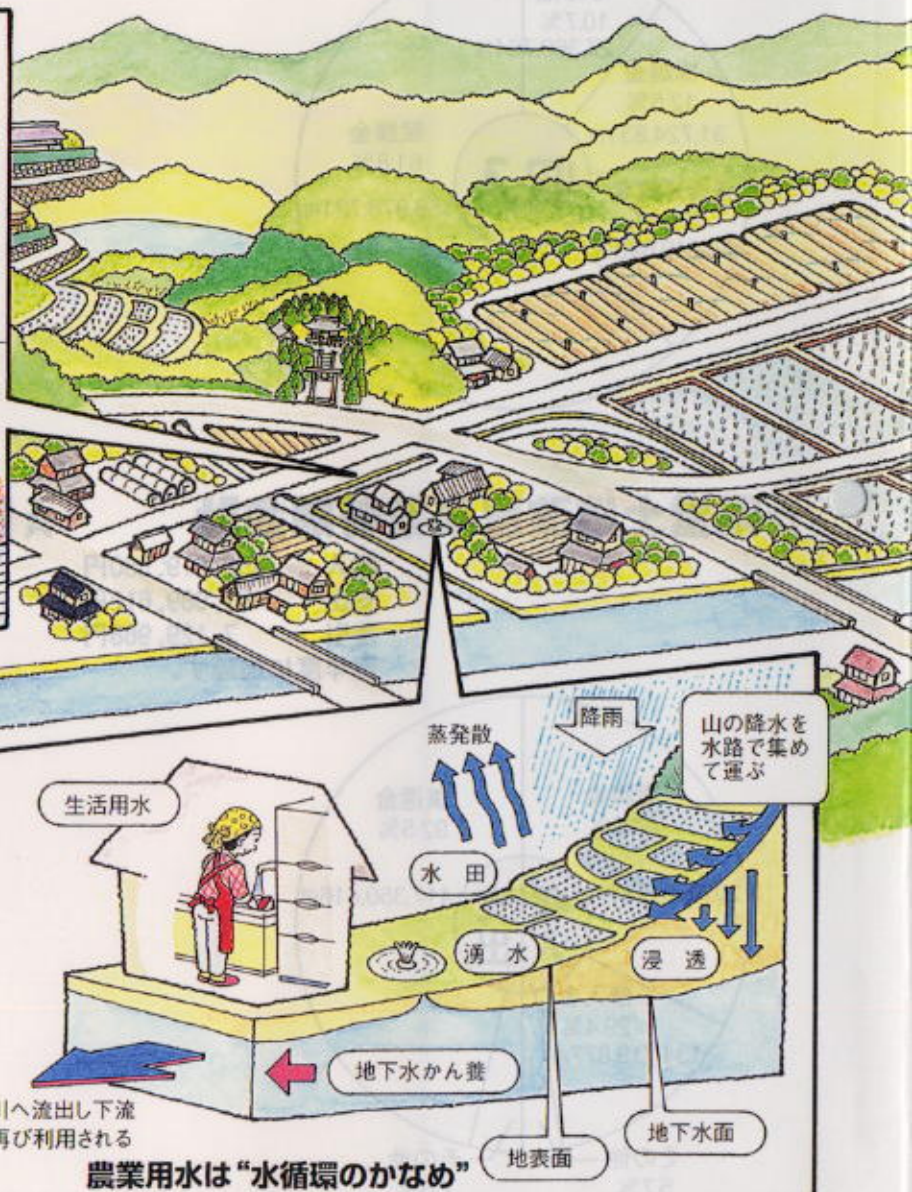
年効果額 4千4百億円



●地下水かん養・河川流況安定

水田に湛えられた水の半分以上は、一旦地下に浸透し、地下水や河川水となって下流で再び利用されます。また地下に浸透した水が時間的遅れを伴って河川に還元されることで、河川の水量を安定させる働きもしており、下流の都市にもその効果が及んでいます。

年効果額 5千百億円



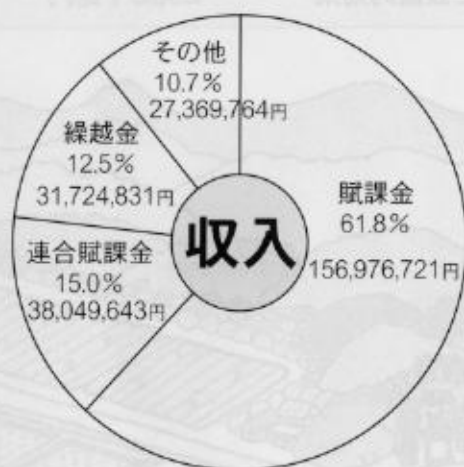
年度 改良区決算



議長 (阿 部 孝 総代)

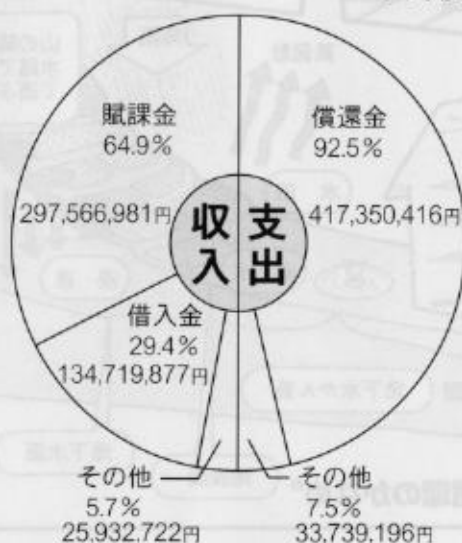
☆一般会計

収入 254,120,959円
支出 219,854,241円
差引 34,266,718円
翌年度に繰越す。



☆県営土地改良事業特別会計

収入 458,219,580円
支出 451,089,612円
差引 7,129,968円
翌年度に繰越す。



☆団体営土地改良事業特別会計

収入 79,074,037円
支出 78,190,184円
差引 883,853円
翌年度に繰越す。



平成10年度の決算について
平成11年9月3日開催の
第1回臨時総代会において
承認されました。

平成10 大町溝土地

☆その他の特別会計

(単位：円)

番号	会 計 区 分	収入決算額	支出決算額	差 引 額	備 考
1	担い手育成支援事業	11,817,468	11,816,175	1,293	翌年度に繰越す。
2	大正溝地区21世紀事業	96,407,377	0	96,407,377	翌年度に繰越す。
3	県営砂越地区圃場整備事業	454,476,126	261,613,201	192,862,925	翌年度の県営土地改良事業特別会計に繰入。
4	砂越地区21世紀事業	291,031,481	0	291,031,481	翌年度に繰越す。
5	中平田西地区21世紀事業	148,414,357	0	148,414,357	翌年度に繰越す。
6	飛鳥砂越地区21世紀事業	81,749	0	81,749	翌年度の県営土地改良事業特別会計に繰入。
7	高生産性農業基盤整備緊急対策事業	35,100,000	35,100,000	0	
8	役員退任慰労金	5,374,900	5,168,000	206,900	翌年度に繰越す。
9	水源涵養林	23,270,399	96,791	23,173,608	翌年度に繰越す。
10	事務所等維持管理	4,286,014	479,529	3,806,485	翌年度に繰越す。
11	決済金	134,311,011	18,946,411	115,364,600	翌年度に繰越す。
12	土地改良事業積立金	82,900,485	3,180,900	79,719,585	翌年度に繰越す。
13	顕彰金	7,949,325	2,308,982	5,640,343	翌年度に繰越す。
14	自動車償却及び購入基金積立	4,215,510	0	4,215,510	翌年度に繰越す。
15	職員退職給与	30,080,030	0	30,080,030	翌年度に繰越す。
16	大町溝土地改良区史編纂	5,600,138	206,415	5,393,723	翌年度に繰越す。
17	統合再編整備事業	343,000	343,000	0	
	計	1,335,659,370	339,259,404	996,399,966	

■ 財務状況のあらまし ■

☆長期借入金の状況

平成11年3月31日現在

事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度
相沢川地区区画整理事業	10,695	H13	山元地区ほ場整備事業	336,112	H25
山谷三ヶ沢第二地区かんがい排水事業	320	12	中平田東地区ほ場整備事業	419,164	18
寺田第二地区かんがい排水事業	588	19	南平田地区ほ場整備事業	327,968	25
南田沢第二地区かんがい排水事業	1,191	26	西平田地区ほ場整備事業	882,752	25
上郷溝地区ほ場整備事業	148,174	20	中平田南地区ほ場整備事業	423,971	28
石名坂地区ほ場整備事業	39,999	20	大正溝地区ほ場整備事業	359,760	33
飛鳥地区排水対策特別事業	10,153	24	砂越地区ほ場整備事業	897,690	35
飛鳥地区ほ場整備事業	76,939	25	中平田西地区ほ場整備事業	414,155	34
山寺地区ほ場整備事業	173,519	28	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	34,979	25
内郷地区ほ場整備事業	633,821	24	合 計	5,191,950	

※全域負担長期借入金の県営及び団体営事業償還金は償還が完了しました。

☆区有財産の状況

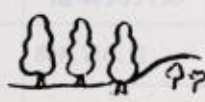
◎土地（敷地等）

10,772㎡



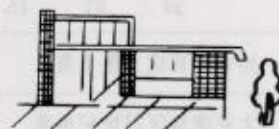
◎山林（山林等）

398,012㎡



◎建物（面積）

863㎡



◎自動車

7台



◎バイク・スクーター

3台



◎有価証券

出資金1,484千円

賦課金の

納入について

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金ほとんどがほ場整備事業費の債務返済のための資金であり、期限までに完納いただけない場合、農林公庫に償還ができなくなることになり、ほ場地区全体に迷惑がかかることとなります。

しかしながら、厳しい農業情勢のなかで未納金が増える傾向が顕著になっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっております。

土地改良区としても未納を容認するものではなく、納入いただくようさまざまな対応を個別に行わせていただいておりますので、どうしても納期限までに納入できない方は事前に会計係までご連絡の上、分割納入等、納入方法のご相談をお願いいたします。

何もしないままに未納されますと税金同様、国税徴収法に基づく差し押さえ等の滞納処分をさせていただきますので必ずご連絡下さるようお願いいたします。